## 令和5年度諫早市農業委員会 第12回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月28日(水) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分
- 2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室
- 3 出席委員 (19人)

 会
 長
 20番
 山開博俊

 会長職務代理者
 19番
 久本純造

農業委員 1番久保繁 2番牟田 繁 3番西口雪夫

5番 前田貞松 6番 林田芳信 7番 平野和敏

8番 増田真美子 9番 補伽文夫 10番 森田正男

11番 中島康範12番 松本秀徳13番 江崎義明14番 野田浩15番 泉野政則16番 田渕勇二

17番 池田武弘 18番 増山時子

- 4 欠席委員 (1人) 4番 立森和富
- 5 議 案
  - 第1号 農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取の件
  - 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
  - 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
  - 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
  - 第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
  - 第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件
- 6 報 告
  - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
  - 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
  - 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
  - 第4号 農業用施設届出書受理の件
- 7 その他
- 8 事務局

局 長 諸 岡 昌 史 次 長 増 山 義 洋 主 任 田 中 順 子 事務職員 中 山 幸 一 事務職員 久 間 利 彦 9 総会出席者 農業振興課 主 任 山 崎 大 輔

10議事

(開会)

議 長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第12回総会」を開会いたします。 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、4番・立森委員から欠席の届出があっております。以上で報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定 の議事署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思い ますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に8番 増田真美子委員、1 8番 増山時子委員のご両人にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取の件」を 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取の件」について説明 いたします。

農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、現況農地との整合を図るなど、必要がある場合には見直しを行うこととなっています。今回の見直しにつきましては、前回の見直しから5年を経過し、新市になってから4回目の全体見直しとなっております。本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律「施行規則第3条の2」において、当該計画を策定または変更するときは、市町村の長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、これに基づき諫早市長からの意見照会がありましたので、今回お諮りするものでございます。

変更内容について、農業振興上問題がないかご審議いただき、その結果を農業委 員会の意見として回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、これまでの経緯といたしましては、市の農業振興課において原案を作成後、 アンケート調査等により地元の意見聴取を行い、諫早市農業振興地域整備計画協議 会での審議を経て、農業委員会の総会前に開催した地区別協議会においても審議を 行ったところでございます。議案第1号の説明は、以上でございます。

議 長 議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委 員 地域の人の同意は得たのかというのが第一点、そして、そこだけ農振地域を外れ

た場合、市等から施策の補助を受けるときに除外されるのではないかという懸念がありますので質問いたします。

農業振興課

まず第一点目、除外するという対象地域について、一筆ごとには同意はとっておりません。計画案を作成する段階で、アンケート調査等、対象の代表の方々に意向調査を行い、最終的に市が判断している状況です。また、除外された後、農業施策の支援対象から外れるのではないかというご質問ですが、当然農業振興地域の農用地を対象とした支援からは外れることになりますが、それ以外のものについては特に支障なく支援を受けられると思います。

委 員

長

議

それ以外の支援とはどういうものか、また次の総会で教えてもらえばと思います。 他にご質問はないでしょうか。ご質問がなければ、農業振興地域整備計画の見直 し案について「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、農業振興地域整備計画の見直し案については「異議なし」とすることに決定いたします。ただいま、決定を頂きました意見は、当委員会の意見として市に回答することといたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい (議案第2号) たします。事務局からお願いします。

事 務 局

1番、諫早地区、福田町の農地2筆、計4,974㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,819㎡です。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小栗地区、土師野尾町の農地1筆、108㎡について、耕作に便利なため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,824㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、本野地区、本野町の農地2筆、7,012㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は18,687㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、7,752㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は530,763㎡です。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターやトラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、諫早での拠点から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小長井地区、小長井町大峰の農地2筆、558㎡について農業経営規模拡

大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,039㎡です。 トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約10年間従 事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働 力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小長井地区、小長井町遠竹の農地 1筆、607㎡について農業に精進するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は92,694㎡です。普通トラックやスピードスプレイヤー等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたので、1 番・諫早地区担当の委員さん補足説明お願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しハゼノキ、ラッキョウを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稲を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありません か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地に

おいて年間を通し馬鈴薯や里いもを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しシイタケを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 3番の譲受人の住所から近いのでしょうか。

事務局 農道を通ったら20分ほどと聞いております。

委 員 補足いたします。地区別協議会でも話が出ましたが、譲渡人さんが他県でこちら にいないため、遠縁の譲受人が引き受けられたとのことです。

議 長 次に、5番と6番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し白菜、キャベツ、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい (議案第3号) たします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いた します。

1番、飯盛町中山の田 1 筆 1 4 9 ㎡の農地を一般住宅の住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、飯盛支所までおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく現状のまま利用します。隣接地との境界部分には擁壁がありますので、土砂等の流失の恐れはありません。雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路へ放流します。隣接農地の所有者等の協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しております。

2番、飯盛町古場の畑1筆145㎡について、農業用倉庫及び作業場用地とする申請です。追認の申請となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件についてですが、平成5年4月頃から農業用倉庫及び作業場用地として利用しているものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出があっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・飯盛地区担当の委員さん補足 説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土 地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思わ れます。ご審議のほどよろしくお願いします。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫及び作業場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といた (議案第4号) します。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明い

たします。

1番、久山町の畑2筆125㎡と隣接する宅地等を合わせまして合計918.6 9㎡について4区画の宅地を造成し、うち農地に係る2区画を建売住宅用地とする 転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。 農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、4区画の宅 地を造成し、うち2区画に木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造 成については、盛土を最高0.47m施し、擁壁を設置し土砂等の流出が無いよう にいたします。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から 水路に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金につい ては、残高証明書で確認しています。都市計画法第29条第1項開発許可申請中で す。

2番、本野町の畑1筆496㎡と隣接する通路となります宅地を合わせまして合計678.52㎡について一般住宅の住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融資証明書で確認しています。

3番、長田町の田4筆3,923㎡の農地を資材置場用地とする転用申請です。 契約内容は売買による所有権移転です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地 の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は解体業を営む法 人の役員であり、現在、自身が経営する法人が利用する資材置場として利用してい る土地を返還しなければならなくなったことと、事業拡大を行うため、砕石や重機 用アタッチメント、車両を置くための資材置場用地を整備するものです。土地の造 成については、盛土を最高0.3 m施し、緩衝地を設け土砂等の流出が無いように いたします。雨水については水路に放流し、汚水については発生しません。隣接す る農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認して います。

4番については、取り下げとなっております。

5番、飯盛町平古場の田1筆1,019㎡の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は貸借権設定です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建築業を営んでおり、現在、近隣で資材置場として利用している土地の一部を返還しなければならなくなったため、鉄筋や機械、車両を置くための資材置場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。

6番、飯盛町平古場の畑1筆702mの農地と隣接する原野を併せまして、1,

275㎡を共同住宅の住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買による所有権 移転、区域区分はその他の区域、農業振興区域外です。農地の立地基準については、 第2種農地に該当しております。本件は、木造3階建ての共同住宅を建築するもの です。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水 については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝に接続しま す。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。

7番、高来町里の田1筆500㎡を一般住宅の住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、湯江駅からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.5m施し、擁壁を設け土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

- 議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明 をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われ ます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申出どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、2番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申出どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われ ます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番と6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土 地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると 思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、共同住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請通り許可することにご異議ありません か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。 (議案第5号) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題 といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 1番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆58,854㎡について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借4年1月で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

2番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆60,955㎡について農業経営規模 拡大を行うため、賃貸借4年1月で借り入れる新規の申出です。申出人は、麦、大 豆の生産を主体に経営されています。

3番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆1,563㎡について農業経営規模拡

大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、 玉ねぎ、里いもの生産を主体に経営されています。

4番と5番は譲受人が同一の案件です。

4番、小野地区、長野町の農地1筆2,054㎡

5番、小野地区、長野町の農地2筆1.639㎡

計3,693㎡について農業に精進するため、貸借していた農地を購入する申出です。申出人は、イチゴの生産を主体に経営されています。

6番、森山地区、森山町田尻の農地2筆3,950㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、飼料作物の生産を主体に経営されています。

7番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆1,861㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

8番、小長井地区、小長井町大搦の農地2筆2,086㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、アスパラ、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

以上1番から8番までの申し出は、権利取得後すべての農地について年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第5号の1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から8番を申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の係る農用地利用集積等促進計画に対する (議案第6号) 意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番、諫早地区仲沖町、幸町の農地2筆、12,467㎡、小野地区川内町の農地2筆、3,075㎡、計15,542㎡を使用貸借5年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、馬鈴薯、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

2番、諫早地区仲沖町の農地1筆、8,011㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

3番、諫早地区幸町の農地1筆、4,066㎡を使用貸借10年で新規に権利設 定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、ブロッコリーの生産を主体に経 営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がりま す。

4番、小野地区小野島町の農地1筆、2,514㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

5番、小野地区川内町の農地1筆、1,244㎡を賃貸借20年で新規に権利設 定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、ブロッコリーの生産を主体に 経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がり ます。

6番、小野地区川内町の農地1筆、1,960㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

7番と8番は借受人が同一の案件です。

7番、長田地区猿崎町の農地1筆790㎡

8番、高来地区高来町峰の農地1筆955㎡

計 1, 7 4 5 ㎡を使用貸借 1 0 年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

9番、飯盛地区飯盛町中山の農地2筆3, 184㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

10番、飯盛地区飯盛町上原の農地1筆1,554㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

11番、高来地区高来町峰の農地1筆787㎡を使用貸借10年で新規に権利設 定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、 今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

12番から15番は同一の案件です。

12番、諫早地区目代町の農地1筆、1,013㎡

13番、諫早地区目代町の農地1筆、1.421㎡

14番、諫早地区目代町の農地1筆、1,225㎡

15番、諫早地区目代町の農地1筆、803㎡

計4,462㎡を賃貸借20年で新規に権利設定する計画です。借受農地管理事業による農地の集積計画で、新規就農者向けに農地を確保するものです。

続きまして、議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の変更」について、説明します。既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている高来地区高来町峰の農地1筆、1,246㎡について、16番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の

設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借 期間の残存期間である7年2か月となっています。以上となります。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第6号の1番から16番について、何かご 質問はありませんか。

委 員 例えば中間管理機構を通して20年間借りた場合、貸出人が高齢で亡くなった時 は中間管理機構が関与しているので安心だが、個人が農業委員会を通して貸借する 場合、確実にその期間は使用できるのか確認したいと思い質問しました。

事 務 局 お答えします。農地法3条の場合は、互いが解約しない限り亡くなられても貸借 は継続します。なので、逆にそちらのほうがリスクがあると考える人もいらっしゃ るので、期間が来たらそこで一旦契約が終わるという中間管理機構や強化法にご案 内をしている状況です。

事 務 局 貸し手が亡くなられた場合、中間管理機構へ案内して、名義変更をしてもらうよ うにしております。

委 員 借り手が高齢の場合、長期間の貸借については、助言などした方がよいという気がしております。

事 務 局 中間管理機構の受付は農業振興課ですので、農業委員会が把握するときは、すで にマッチングされているので、期間についての助言をされてるかなど確認してから、 先ほどの助言等について農業委員会での助言等についても話をしていこうと思い ます。

事 務 局 補足ですが、3条と強化法について長期の場合は、受付をする際、後継者がいる かの確認は必ずするようにして、決裁の段階でも確認しております。

委員 わかりました。

議 長 他に何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ほかにご質問がないようですので、1番から16番は「意見なし」とすることに 決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から2件、飯盛地区から1件、合計3件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。諫早地区から1件、中央干拓地区から2件、高来地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、2件が農地中間管理機構に貸し付けるため、2件が耕作者を変更するため、となっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして ご報告いたします。

1番、多良見町化屋の畑1筆137㎡を資材置場用地とする贈与の届出です。 2番、多良見町化屋の田1筆306㎡を貸駐車場用地とする売買の届出です。 報告第4号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。 1番、小野島町の畑1筆808㎡のうち63㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長なければ、報告の件は、ご了承をお願いします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしまた。

議 長 お諮りします。議決された案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に一任することに決定いたしました。

議長本日の農地法等に係る審議結果を報告します。

議案第1号 農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取1件。議案第2号 農地法第3条許可6件。議案第3号 農地法第4条許可2件。議案第4号 農地法第5条許可6件。議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定8件。

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 16件。

以上、審議件数は、全部で39件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問はありませんか。

- 委員 カモ害について、カモは麦に行く前に海苔に行くそうですが、今年は海苔が不作なこともあり、多く陸に上がってきているようです。状況を見て回ったところでも、カモ害が多く発生しているように見受けられました。
- 委 員 先日のテレビでも、カモ害について放送されていましたが、これまでは韓国等でとまっていたカモが日本まで渡ってきているということです。そうなりますと、諫早市や長崎県単独でなく、有明海周辺の他県等も含めて連帯して対策できればと思いますので、事務局でも情報などありましたらよろしくお願いします。

議 長 他になければ、事務局から連絡事項はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第12回総会を閉会 いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

<b>武</b>	又		
A			
議事録署彳	<b></b>		
議事録署名	名人		

<u>議事録署名人</u>